

# 質 疑 回 答 書

件 名 : 備前市電子契約システム利用

番号	回 答 日	質 問	回 答
1	4月21日	<p>実施要領 5 審査基準について            価格の評価方式については、            絶対評価（計算式や基準等に準じた評価）            相対評価（他社様の提案価格と比較した場合の評価）            どちらが該当となりますでしょうか。</p>	絶対評価となります。
2	4月21日	<p>実施要領 6. 選定に関する事項            (2) 参加者の失格②について            失格の条件として「② 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。」と記載がございますが、仕様書の要件や質問書の回答を満たしていない場合も失格の条件に含まれる認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みの通りです。
3	4月21日	<p>仕様書 5. 機能要件 (3) 利用者の利便性 (UI/UX) 2. について            ①□インターネットに接続できる環境であれば、PC、スマートフォン、タブレット等を問わず署名操作が可能であること。」と記載がございますが、署名操作とは、契約文書のアップロード（送信準備）、承認操作、電子署名の付与、および完了後の文書受領・確認までの一連の作業全般を指すという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>② 困た、備前市の職員様と特に契約相手方は採用されたサービスのwebページやヘルプデスク等を活用するものと想定しております。その場合、webページ内やヘルプデスクでもPC、スマートフォン、タブレット等のいずれもサポート対象内として案内する必要がある理解でよろしいでしょうか。            契約相手方が滞りなく利用できる為の確認でございます。</p>	①、②ともに、お見込みの通りです。
4	4月21日	<p>仕様書 5. 機能要件 (4) 管理・検索機能 1. について            ①□内の決裁ルートに合わせて、承認フロー（承認者、決裁者等）を柔軟に設定できること。」と記載がございますが、電子契約サービス内でのみ閲覧する機能という認識で間違いないでしょうか。セキュリティの観点から契約文書に各承認者の署名情報（メールアドレス等）が残らない決裁フローのイメージです。② 困た、庁内の決裁ルートに合わせて承認者を固定できる必要があるとの認識で相違ないでしょうか。</p>	①、②ともにお見込みの通りです。

# 質 疑 回 答 書

件 名 : 備前市電子契約システム利用

番号	回 答 日	質 問	回 答
5	4月21日	<p>仕様書 5.機能要件 (6) 他システムとの連携機能1. について 「1. 本市が利用している、ミラ株式会社の契約管理システムとのデータ連携が可能であること。」 と記載がございますが、本件公告日（令和8年4月13日）時点において、既に当該システムとのデータ連携により一括登録できる機能を有していることが必須という認識で間違いないでしょうか。</p> <p>②また、他地方自治体との間で既に実績が必要であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>①、②ともにお見込みの通りです。</p>
6	4月21日	<p>見積書、参加表明書について 見積書や参加表明書に記載すべき日付の指定はありますでしょうか。</p>	<p>参加表明書については、参加表明の受付開始の令和8年4月13日（月）から、参加表明の受付締切の令和8年5月1日（金）の間の日付でお願いします。 また、見積書については、プレゼンテーション審査日の令和8年5月25日（月）までの日付でお願いします。</p>
7	4月21日	<p>見積書について 見積書に添付する「積算内訳書」について、記載すべき費目（単価や数量の明示の要否）について、指定の様式や作成上の留意事項があればご教示ください。</p>	<p>積算内訳書の様式の指定はございません。 初期費用、月額利用料、その他費用の内訳を明確に記載してください。</p>
8	4月21日	<p>会社概要及び賃貸借実績書について 会社概要及び業務実績書は業務遂行力を有しているかの確認のための書類という認識で間違いないでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>

# 質 疑 回 答 書

件 名 : 備前市電子契約システム利用

番号	回 答 日	質 問	回 答
9	4月23日	<p>仕様書 P3 「5. 提案内容 (1)基本機能」 【建設業法等に基づく適法性の確認について】 本システムの導入にあたり、建設工事の請負契約等も対象になるかと存じます。建設業法施行規則の技術的基準に関し、令和2年の法改正前（旧規則第13条の2第2項）にグレーゾーン解消制度等を通じて主務官庁から適法性の回答を得ているサービスであれば、現行法の技術的基準も当然に満たしていることが国土交通省により確認されています。 一部の事業者において「法改正により新たな許認可が必要になった」という、現行法の解釈とは異なる案内がなされるケースがありますが、貴市においては、適正かつ公平な審査を維持するため、上記のような旧規則下での主務官庁の回答をもって現行法の要件を満たすものとして取り扱うという認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みの通りです。
10	4月23日	<p>実施要領P3&gt;4. 参加に関する留意事項&gt; (2)参加表明書及び業務提案書等の作成及び記載上の留意点&gt;2. 利用者(市・相手方)の利便性 仕様書 P2&gt; (3) 利用者の利便性 (UI/UX) &gt;2 【相手方の利用環境について】 仕様書では相手方の利便性として「スマートフォン等を問わず署名が可能」とありますが、これは貴市から送信された契約書を、契約相手方が外出先等でも手軽に内容の確認から合意締結まで行える環境を重視する趣旨と理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。

# 質 疑 回 答 書

件 名 : 備前市電子契約システム利用

番号	回 答 日	質 問	回 答
11	4月23日	<p>実施要領P3&gt;4. 参加に関する留意事項&gt;(2)参加表明書及び業務提案書等の作成及び記載上の留意点&gt;3. セキュリティ及び環境要件 仕様書P2&gt;(5)セキュリティ及び環境要件&gt;3</p> <p>【事業者側の本人確認(2要素認証)の方式と評価基準について】 仕様書では「2要素認証等の不正アクセス防止対策」が求められております。国土交通省の『電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン』(令和7年9月30日)においても、立会人型を利用する場合、真の契約当事者の証明として「2要素認証等を利用することが望ましい」と推奨されています。建設工事等の契約は金額が大きく長期保管も前提となるため、近年ではより高度な安全性が求められます。本案件においては、2要素認証であっても通信傍受や乗っ取りリスクに対してより強固な耐性を有する高度な認証方式を提供しているかを、評価の対象とされるという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。
12	4月23日	<p>実施要領P3&gt;4. 参加に関する留意事項&gt;(2)参加表明書及び業務提案書等の作成及び記載上の留意点&gt;1. 基本機能 仕様書P2&gt;(4)管理・検索機能&gt;2</p> <p>【電子帳簿保存法対応における機能要件の定義について】 「電子帳簿保存法第7条の要件を満たし、検索及び保存が可能であること」との記載について確認いたします。本要件は、システムとして同法が定める「真実性の確保」や「可視性の確保(検索機能等)」の技術的要件を満たしていることを求めるものであり、特定の民間団体が発行する第三者認証(JIIMA認証等)の取得自体を「必須の参加要件」としているものではない、という認識でよろしいでしょうか。 法の趣旨に沿った「機能としての適合」を本質的な要件と捉えることで、貴市にとって最適なシステム選定を可能にするための確認となります。</p>	お見込みの通りです。

# 質 疑 回 答 書

件 名 : 備前市電子契約システム利用

番号	回 答 日	質 問	回 答
13	4月23日	<p>実施要領P3&gt;4. 参加に関する留意事項&gt;            (2)参加表明書及び業務提案書等の作成            及び記載上の留意点&gt;2. 利用者(市・相手方)の利便性            仕様書P2&gt;(4)管理・検索機能&gt;1  <b>【庁内決裁と電子契約システムのワークフロー機能の位置づけについて】</b>            仕様書等において「庁内の決裁ルートに合わせた承認フローの柔軟な設定」や「起案から決裁、送信までのワークフロー機能」が求められております。一般的に、自治体における公文書としての公式な「起案・決裁」は、既存の文書管理システム(または紙の回議)で行われ、電子契約システム上のワークフローは、その公式な決裁完了後に「契約書を相手方に送信するための事前確認(送信承認)」として利用される運用が基本であると認識しております。            本要件におけるワークフロー機能とは、市の公式な意思決定を行う電子決裁システムを本システムで代替することを求めているのではなく、あくまで「既存のフローで公式な決裁が完了した後に、電子契約システム上で送信業務を行うためのルート(送信承認フロー)」を柔軟に設定できることを求めているという認識でよろしいでしょうか。他社システムと要件の解釈を統一し、実務に即した適正な提案を行うための確認となります。</p>	お見込みの通りです。
14	4月23日	<p>実施要領P4&gt;            5. 審査基準  <b>【見積金額の評価基準について】</b>            「見積金額」の評価手法について確認させていただきます。本項目の配点においては、一定の基準価格を下回る提案については一律の評価点とする「絶対評価」と、他提案者と比較してより安価な提案に高い評価点を与える「相対評価」のどちらの方式を採用される予定でしょうか。適正な御見積額を算出するための重要な前提条件となるため、評価方式(絶対評価か相対評価か)についてご教示いただけますと幸いです。</p>	絶対評価となります。